

Title	高齢者世帯に対する所得課税の実態：モデルケースによる比較
Sub Title	A fact-finding of income tax on an aged household
Author	松本, 淳
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1999
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.92, No.1 (1999. 4) ,p.159- 190
JaLC DOI	10.14991/001.19990401-0159
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19990401-0159">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19990401-0159</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 高齢者世帯に対する所得課税の実態\*

— モデルケースによる比較 —

松 本 淳

### はじめに

我が国のみならず世界において「高齢化」は現在および将来の大きな一つのキーワードとなっている。我が国は1970年代に欧米諸国に並んで高齢化社会の仲間入りをし、21世紀には他の諸外国よりも加速的に高齢化が進むという予測がなされている。このような現状を踏まえて高齢者世帯にまつわる課税問題に関する議論が数多く展開されてきたことは当然であろう。しかしそのような議論の中には公的年金を中心とした高齢者特有の個別の所得に関する議論であったり、あるいは高齢者世帯と現役世帯との税負担の比較を行なっている場合でも、高齢者は公的年金のみを受給しているという設定のもとで議論を展開しているものが多い。そこで本稿では高齢者世帯に対する所得課税の実態を、公的年金以外の所得も考慮に入れたうえで考察を行ない、さらに高齢者にまつわる税制上の優遇論の意味について検証を行なった。なお本稿の構成は次のとおりである。

第1節では、現状分析の一環として我が国における高齢化と年金給付費の趨勢についてまとめた。

第2節では、高齢者に対する（まつわる）課税問題についての先行研究を簡潔にまとめたうえで本稿の問題意識を明らかにした。

第3節では高齢者世帯の世帯構造、総所得の分布、公的年金の受給状況、公的年金以外の所得の状況などを「国民生活基礎調査」を用いて調べた。

そして第4節では、モデルケースによる高齢者世帯の所得構成別、所得階級別の税負担の変化について比較を行ない、年金受給者優遇論をはじめとした高齢者世帯に対する税制上の優遇論の意味を検証した。

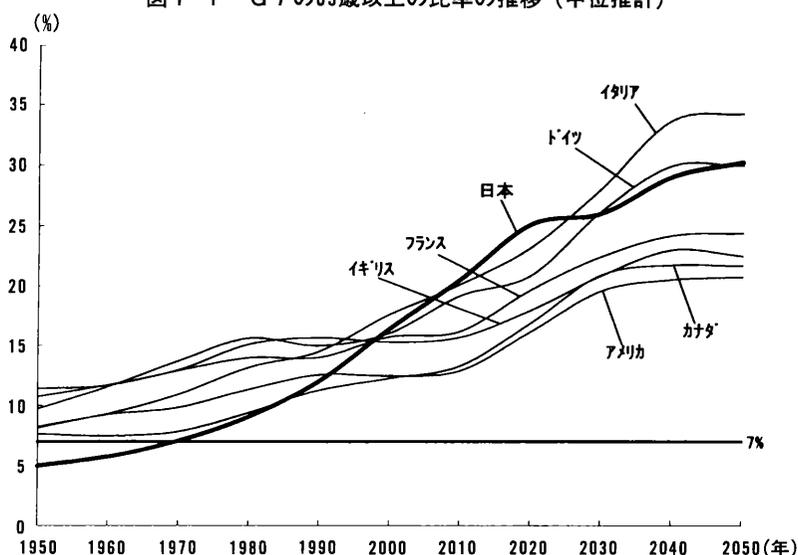
---

\* この論文を作成するにあたり、慶應義塾大学の飯野靖四先生には日頃から懇切丁寧なご指導をいただき御礼を申し上げる言葉もない。また東京大学の神野直彦先生、法政大学の金子勝先生からも機会あるごとにご教示をいただいた。また法政大学大学院の坂本由紀子さんから有益なご示唆を受けたことに謝意を表したい。

## 1. 我が国における高齢化と年金給付費の趨勢

我が国は1970年頃から欧米諸国に並んで高齢化社会の仲間入りをし、21世紀に入ると他の先進諸国の中でも高い高齢化比率になるという予測がされている(図1-1)<sup>(1)</sup>。1995年における日本の全人口に占める65歳以上の割合は14.1%であり、他の先進諸国とほとんど変わらないが、2050年には30.2%となり、G7の中でもイタリアについて2番目の高齢化比率になると予測されている。このように我が国は今後先進諸国の中でも高い高齢化比率になり、また類を見ないスピードで高齢化社会の成熟化が進んでいくことが分かる。

図1-1 G7の65歳以上の比率の推移(中位推計)



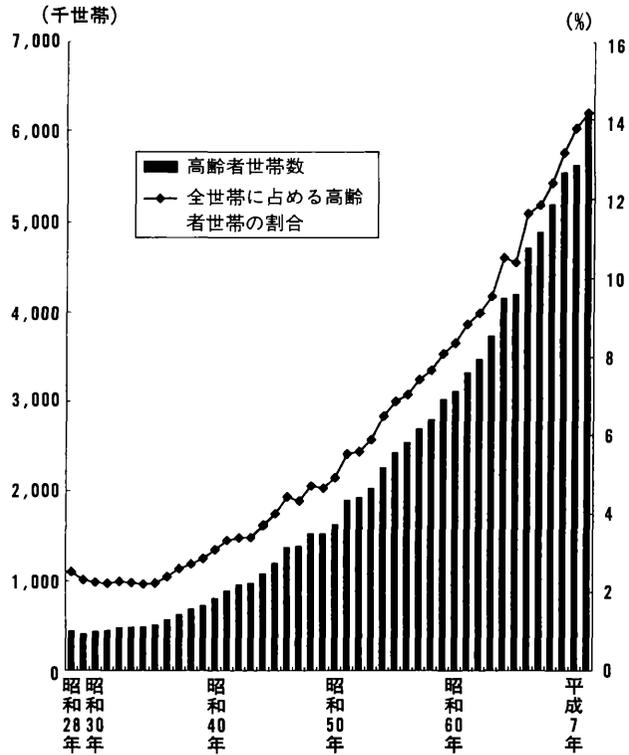
国連経済社会情報・政策分析局 人口部編、阿蘇誠監訳、1996『国際連合 世界人口予測 1950→2050』より作成

また世帯としてしてみると、厚生省大臣官房統計情報部編「国民生活基礎調査」によれば、高齢者世帯<sup>(2)</sup>は年々増加し、平成8年度における高齢者世帯は約620万4千世帯となっている。また世帯数の増加率に関しても全世帯の増加率に比べて、高齢者世帯の増加率のほうがはるかに高く、全世帯に占める高齢者世帯の割合も年々増加しており、平成8年度における全世帯に占める高齢者世帯の割合は14.2%となっている(図1-2)。

(1) 国連の定義によれば、全人口に占める65歳以上の者の割合が7%を超える社会を高齢化社会としている。

(2) データ元である「国民生活基礎調査」では、高齢者世帯とは男性65歳以上、女性60歳以上の者のみで構成するか、またはこれに18歳未満の者が加わった世帯を指す。

図1-2 高齢者世帯数と全世帯に占める高齢者世帯の割合の推移



厚生省大臣官房統計情報部編「国民生活基礎調査 平成8年」より作成  
注：平成7年の数値は兵庫県を除いたもの

また高齢者の老後生活のための主要な所得は公的年金であり、平成7年度で65歳以上の者のいる世帯の96.5%が公的年金・恩給を受給している。しかし平均してみると、高齢者世帯の所得のうち公的年金・恩給の占める割合は58.7%であり、41.3%は公的年金・恩給以外から得ていることも事実である。

また国全体としてみると、1995年度の年金給付費は約33兆5000億円であり、社会保障給付費の51.8%、国民所得の8.8%を占めている<sup>(3)</sup>（総理府社会保障制度審議会事務局編「社会保障統計年報 平成9年度版」より）。

このように、いまや公的年金は単に国民の生活だけではなく、財政や経済に対しても大きな影響を及ぼす存在となっている。しかしその一方で高齢者世帯の所得構成の4割強は公的年金以外から

(3) ただし先進諸国と比較すると、我が国の年金給付の規模はまださほど大きいというわけではなく、例えば1993年度の年金給付費の対国民所得比は、日本は7.8%であったが、スウェーデン20.1%、フランス18.4%、ドイツ14.3%、イギリス10.8%、アメリカ8.7%となっている（ただしアメリカは1992年度の数値）。

得られており、公的年金はもちろん、公的年金以外の所得を含めた上での高齢者世帯の課税について見ていくことは非常に重要であると思われる。

## 2. 先行研究と本稿の目的

年金あるいは高齢者に関する税制については、これまで様々な議論が行なわれてきた。例えば、藤田（1990）、大田（1990）では、年金課税について課税原則の観点から考察しており、包括的所得税の原則にならって課税を行なうのか、または支出税の原則にならって課税を行なうのかという視点に立って現行の年金課税制度を整理し、現行の公私の年金税制は、それぞれの制度によって依拠する課税原則がバラバラであるという問題点を指摘している（藤田（1990）においては企業年金の特別法人税についても広範な議論を展開している）。また高山（1990）では、公的年金給付は公的年金等控除や老年者控除によって実質的に非課税扱いとなっており、税制上有利に扱われていて、その結果現役の給与所得者よりも公的年金受給者は税負担が軽くなっていると主張し、公的年金給付であるというだけで特別な控除を適用することは特に高所得者を不当に優遇するだけであり、そのような高齢者からは相応の税負担を求めべきだとの見解を示している。また八代・伊藤（1995）では、高齢者に対して設けられた税制上の保護政策として高齢者マル優制度、退職所得課税、年金所得課税、資産所得課税を挙げたうえで、今や高齢者は一般的な経済的弱者ではなく、戦後の様々な形で高齢者に対する（ある特有の所得に対して、あるいは一定の年齢を超えた者に対して、という意味で）画一的な保護政策に対して、「特定以上の年齢層を一括して対象とした高齢者政策は、所得再分配政策としては甚だ非効率なものとなるだけでなく、むしろ社会全体の所得分布の不平等を拡大させる可能性すらある」という見解を示している。また鈴木（1994）では、高齢化社会における租税制度のあり方を考察しており、所得税の改革に関して、包括的所得税の立場にたった上で資産所得および帰属所得の取扱いの問題、所得の補足の問題、所得控除の見直しの問題、課税単位と税率に関する問題と広範な考察を行なっている。その中で公的年金所得（給付）の課税の問題に関して「包括的所得税の立場からすれば、受け取った年金はすべて（課税）所得に算入されてしかるべきものである。しかも、給与所得とは異なって、年金所得には必要経費は存在しない。にもかかわらず、……100万円の定額控除（65歳以上）があるために、給与所得控除を上回る控除が認められている。給与所得者の目を欺いて、年金受給者——決して低所得者ばかりではない——に媚を売るもの、と言わざるをえない。分配上の配慮から所得控除を認めるにしても、別に基礎控除がある以上、基礎年金部分——早晚賦課方式に移行せざるをえない——のたかだか2割程度にとどめるべきであろう」と述べている。

さらに利子所得課税については、石（1993）が高齢者の利子所得課税だけではなく、望ましい税制は何かという問題に関して包括的所得税、支出税、分類所得税の3つに分類・整理した上で、利

子所得課税および株式譲渡益課税の歴史的経緯から現行の税制の問題点を考察し、さらに納税者番号制度の是非についても検討を行なって、今後の改革の方向について広範な議論を展開している。

しかしこれらの議論は公的年金課税、あるいは利子所得課税の問題を個別に考察していたり、または給与所得者と公的年金所得者（受給者）の税負担の比較に関しても、給与所得控除と公的年金等控除の比較であったり（例えば給与所得控除の最低額は65万円だが、65歳以上に適用される公的年金等控除の最低額は140万円であるというように）、あるいは具体的に給与所得者と公的年金所得者（受給者）の税負担の比較を行なっているにしても給与所得のみを得ている給与所得者と公的年金のみを得ている公的年金所得者（受給者）を比較するにとどまっている。確かに高齢者世帯の所得の主な源泉は公的年金であるけれども、後述するが現実には高齢者世帯でも公的年金以外にも給与所得や利子所得などを得ている世帯もある。またモデルケースによる比較についても今までの比較は決して高齢者世帯のモデルケースではなく、現実をより把握するには単独世帯の場合と夫婦二人世帯の場合を分けて考える必要があると思われる。また公的年金等控除、給与所得控除、高齢者マル優などの効果についても、所得階級によってその効果は異なると思われる。その意味においても給与所得者と公的年金所得者（受給者）の比較については、今述べたような詳細を考慮した上での比較でなければならない。そこでその第一歩として、本稿においては高齢者世帯に対する課税（税負担）に絞った上で、公的年金所得、給与所得、利子所得の組み合わせによって、あるいは世帯の構成によってどのように税負担が変化するか、またその傾向は所得階級によってどのように異なるのかということに関して、様々なモデルケースを比較することによってできる限り詳細に考察し、高齢者世帯に関する税制上の優遇論の意味を検証することを目的とする。<sup>(4)</sup>

### 3. 高齢者世帯の所得の実態

#### 3.1 高齢者世帯数とその構成

表3-1を見て分かるように、高齢者世帯数は年々上昇しており、平成8年度における高齢者世帯数は約620万4千世帯となっている。これを世帯構造別に見ると、平成8年度では夫婦世帯が高齢者世帯全体の50%を占めている。しかし単独の高齢者世帯の数も多く、高齢者世帯全体の45.4%を占めている。その高齢単独世帯は女性の単独世帯がほとんどであり、高齢者世帯全体の37.6%、高齢単独世帯の82.8%が女性の単独世帯である。昭和61年までは高齢単独世帯のほうが数的には多

---

(4) なお本稿では、ある一定年齢（多くの場合は65歳以上）に達した者に対して適用されたり、あるいは高齢者に特有の所得（公的年金はその典型）に対して適用されている控除などの税制上の特別措置を高齢者に対する租税優遇と考える。したがって、65歳未満でも公的年金を受給している者も考察の対象範囲となっており、広義の意味での高齢者に対する税制（租税優遇）を考察することになる。

表 3-1 世帯構造別にみた高齢者世帯数および構成割合の年次推移

年次	総数	単独世帯		夫婦のみの世帯	その他の世帯	
		男	女			
推計数 (単位：千世帯)						
昭和50年	1,619	818	138	680	725	76
昭和55年	2,424	1,204	192	1,012	1,120	100
昭和60年	3,110	1,442	218	1,224	1,544	125
昭和61年	3,320	1,614	246	1,369	1,546	160
昭和62年	3,471	1,641	242	1,399	1,673	157
昭和63年	3,731	1,759	286	1,473	1,809	163
平成元年	4,153	1,986	307	1,679	1,992	175
平成2年	4,195	1,981	295	1,687	2,039	175
平成3年	4,711	2,215	332	1,883	2,297	199
平成4年	4,881	2,253	348	1,906	2,412	216
平成5年	5,185	2,398	391	2,007	2,563	223
平成6年	5,535	2,490	427	2,063	2,784	261
平成7年	5,616	2,594	449	2,145	2,766	256
平成8年	6,204	2,817	484	2,333	3,100	287
構成割合 (単位：%)						
昭和50年	100.0	50.5	8.5	42.0	44.8	4.7
昭和55年	100.0	49.7	7.9	41.7	46.2	4.1
昭和60年	100.0	46.4	7.0	39.4	49.6	4.0
昭和61年	100.0	48.6	7.4	41.2	46.6	4.8
昭和62年	100.0	47.3	7.0	40.3	48.2	4.5
昭和63年	100.0	47.1	7.7	39.5	48.5	4.4
平成元年	100.0	47.8	7.4	40.4	48.0	4.2
平成2年	100.0	47.2	7.0	40.2	48.6	4.2
平成3年	100.0	47.0	7.0	40.0	48.8	4.2
平成4年	100.0	46.2	7.1	39.0	49.4	4.4
平成5年	100.0	46.2	7.5	38.7	49.4	4.3
平成6年	100.0	45.0	7.7	37.3	50.3	4.7
平成7年	100.0	46.2	8.0	38.2	49.3	4.6
平成8年	100.0	45.4	7.8	37.6	50.0	4.6

出所：厚生省大臣官房統計情報部編「国民生活基礎調査 平成8年」

かったが、それ以後は夫婦世帯のほうが多くなっている。ただしその差はさほど大きくはなく、高齢者世帯の課税を見るにあたっては夫婦世帯の課税を見ると同時に高齢単独世帯の課税についても見る必要があることが分かる。

また高齢者世帯を世帯主の年齢別に見ると、世帯主の年齢が高くなるほど夫婦世帯の占める割合が減少する一方、単独世帯の割合が増加している。特に女性の単独世帯の割合が年齢が高くなるほど大きくなっている。これは女性のほうが相対的に長生きであるためだと思われる。

### 3.2 高齢者世帯の所得水準

高齢者世帯の所得分布を見ると(表3-2および図3-1)、高齢者世帯の所得分布は全世帯のそれ

表 3-2 所得金額階級別にみた高齢者世帯数の相対度数分布

累積百分率 (%)

所得金額階級	平成 2 年	平成 3 年	平成 4 年	平成 5 年	平成 6 年	平成 7 年
50万円未満	4.8	6.3	4.3	3.6	4.7	4.3
50-100万円未満	17.4	20.8	15.9	15.7	16.7	14.1
100-150	33.9	35.4	32.6	28.9	30.3	27.8
150-200	48.8	46.7	44.7	41.8	41.3	39.9
200-250	60.0	57.5	54.9	53.2	51.8	49.5
250-300	70.1	67.7	64.6	62.4	61.1	59.1
300-350	77.9	75.2	72.5	71.4	70.5	68.9
350-400	81.9	81.1	79.3	77.6	76.9	76.9
400-450	85.2	84.7	82.3	82.8	81.2	81.9
450-500	87.9	87.6	86.2	86.5	84.6	84.8
500-550	89.5	89.5	88.4	88.9	87.2	87.1
550-600	90.7	90.9	90.4	90.4	89.6	89.5
600-650	91.9	92.4	91.6	91.6	91.3	90.7
650-700	93.0	93.6	92.8	92.3	92.6	91.5
700-750	94.2	94.3	93.7	93.2	93.4	92.7
750-800	94.7	95.0	94.3	94.1	94.1	93.8
800-850	95.3	95.5	94.8	94.9	94.6	94.8
850-900	95.5	95.9	95.1	95.5	95.1	95.4
900-950	95.9	96.3	95.2	95.6	95.5	96.1
950-1000	96.2	96.6	95.7	95.7	96.0	96.3
1000万円以上	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
平均所得金額(万円)	289.8	305.3	317.1	320	332.2	333.8
中央値(万円)	200	214	222	235	240	252
平均金額以下の世帯の割合(%)	68.4	68.9	67.4	66.6	67.7	66.2

厚生省大臣官房統計情報部編「国民生活基礎調査」各年より作成

図 3-1 所得金額階級別にみた世帯数の相対度数分布

平成 7 年

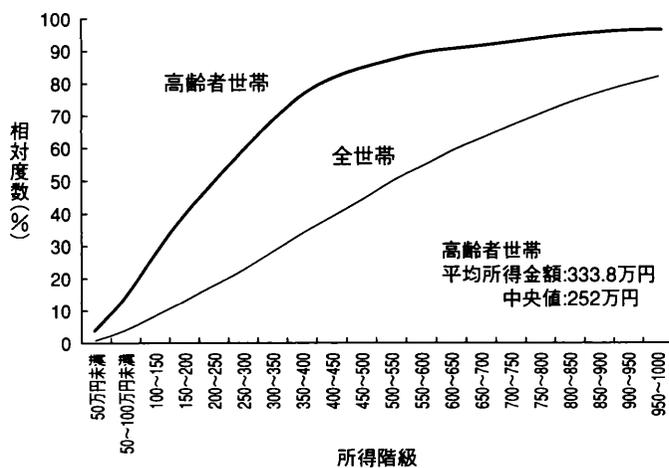


表 3-2 より作成

とは異なり、かなり中・低所得に偏っている。例えば平成7年において高齢者世帯は年収600万円未満にほぼ9割(89.5%)の世帯がおさまっていて、また平均所得金額以下の世帯の割合が66.2%もある。一方、全世帯では年収600万円未満の世帯は54%に過ぎない。なお、平成7年の高齢者世帯の平均所得金額は333.8万円であり、中央値は252万円であった。

また表3-3は全世帯および高齢者世帯の所得十分位階級別の1世帯当たり平均所得金額を示したものである。まず全体として見ると、全世帯の平均所得金額は平成3年では628万8千円、平成6年では664万2千円であり、年平均増加率は1.8%であった。一方高齢者世帯の平均所得金額は平成3年では305万3千円、平成6年では332万2千円であり、年平均増加率は2.9%であった。このように全体として見た時、平均で見ると高齢者世帯は全世帯のほぼ半分の所得水準であることが分かる。これを所得十分位別に見ると、十分位別の平均所得金額も各十分位値も高齢者世帯の値のほうが低く、それも特に第IXおよび第X分位における差が大きいことが分かる。<sup>(5)</sup>

表3-3 高齢者世帯の所得十分位階級別1世帯当たり平均所得金額

所得十分位	全世帯			高齢者世帯		
	平成3年	平成6年	年平均増加率	平成3年	平成6年	年平均増加率
	1世帯当たり平均所得金額(万円)		(%)	1世帯当たり平均所得金額(万円)		(%)
総数	628.8	664.2	1.8	305.3	332.2	2.9
第I十分位	93.4	95.2	0.6	44.0	49.6	4.1
第II十分位	203.1	205.7	0.4	83.4	93.4	3.8
第III十分位	296.8	307.2	1.2	112.1	128.6	4.7
第IV十分位	387.1	399.8	1.1	147.3	168.5	4.6
第V十分位	477.3	495.8	1.3	190.8	214.0	3.9
第VI十分位	572.9	598.0	1.4	237.1	265.6	3.9
第VII十分位	681.2	716.2	1.7	284.6	317.5	3.7
第VIII十分位	814.3	861.4	1.9	347.3	384.8	3.5
第IX十分位	1011.7	1082.6	2.3	459.6	510.7	3.6
第X十分位	1750.4	1879.8	2.4	1147.1	1189.6	1.2
	所得十分位値			所得十分位値		
第I十分位	150	151	0.2	68	74	2.9
第II十分位	250	258	1.1	97	110	4.3
第III十分位	345	351	0.6	128	148	5.0
第IV十分位	431	450	1.4	169	190	4.0
第V十分位	521	545	1.5	214	240	3.9
第VI十分位	623	652	1.5	259	292	4.1
第VII十分位	741	786	2.0	310	346	3.7
第VIII十分位	900	953	1.9	387	435	4.0
第IX十分位	1159	1244	2.4	567	603	2.1

出所：厚生省大臣官房統計情報部編「国民生活基礎調査 平成7年」, 第1巻

(5) ただし、各十分位における所得の年平均増加率を見ると、高齢者世帯のそのほうが大きく、特に高齢者世帯の低所得層の増加率が大きいことが分かる。

### 3.3 高齢者世帯の公的年金・恩給の受給状況

以上では高齢者世帯の構成と所得水準について見てきた。では高齢者世帯の所得の構成内容はどのようなのだろうか。表3-4は高齢者世帯における所得の種類別にみた1世帯当たりの平均所得金額およびその構成割合の年次推移を示したものである。これを見ると、金額で見ても構成割合で見ても高齢者世帯の主要な所得は公的年金・恩給であることが分かる。平成7年における公的年金・恩給の1世帯当たりの平均所得金額は195万8千円であり、その構成割合は58.7%となっている。

表3-5は性別にみた公的年金・恩給受給者数および受給割合の年次推移を示したものである。公的年金・恩給の受給者数は着実に伸びており、平成8年における60歳以上の公的年金・恩給の受給者数はおよそ2206万6千人である。これを年齢別に見ると近年やや上昇傾向にあるが、65歳以上の受給者が全体の約8割となっている。しかしその一方で60-64歳の受給者が全体の約2割存在している。60-64歳の受給者は数的には年金受給者全体の約5分の1であるが、公的年金等控除額の算定式が65歳を境に変わることや、老年者控除も65歳を境に採用されることを考えると60-64歳の年金受給者の税負担を見ることは重要であると思われる。また性別に見ると、60-64歳の受給者では男女比はほぼ半々（近年では男性のほうが若干多い）であり、65歳以上の受給者では女性の受給者のほうが多いことが分かる。

では公的年金・恩給の受給額の分布はどうなっているのだろうか。図3-2は平成7年における公的年金・恩給受給者数を公的年金・恩給額階級別にみたものである。これを見ると、公的年金・恩給受給額は年額約350万円<sup>(6)</sup>で頭打ちとなっており、高齢者世帯の税負担を考える時には約350万円までを上限として考察すべきということが分かる。さらにこれを性別に見ると、男女によってその受給額分布に異なる傾向があることが分かる。まず男性の場合は、年額100万円未満の山と年額200万円以上の山の二つに偏っていることが見てとれる。これは、前者は国民年金受給者グループであり、後者は厚生・共済年金受給者のサラリーマンOBグループである。一方女性の場合は、年額100万円未満の国民年金受給者グループの山が突出している。

### 3.4 高齢者世帯の年金以外の所得

前節で見たように、高齢者世帯の主要な所得は公的年金である。しかしそれ以外の所得を少なからず得ていることも事実である。表3-6は公的年金・恩給の総所得に占める割合・所得階級別の高齢者世帯数を示したものである。これによると公的年金・恩給を受給している世帯のうち、ちょうど半分は全額を公的年金・恩給から得ている世帯であるが、残りの半分は公的年金・恩給は所得の

---

(6) 社会保険庁『事業年報』1997年においても、個人の厚生年金保険の受給額は月額30万円（年額360万円）で頭打ちとなっている。

表3-4 高齢者世帯における所得種別に応じた1世帯当たり平均所得金額および構成割合の年次推移

年次	総所得	稼働所得	公的年金・恩給	家賃・地代	利子・配当金	年金以外の社会保障給付金	仕送り・その他
	1世帯当たり平均所得金額 (単位: 万円)						
平成2年	289.8	88.2	158.8	18.3	8.3	6.1	10.1
平成3年	305.3	104.5	159.5	20.1	9.3	4.7	7.2
平成4年	317.1	107.6	171.4	20.6	5.5	3.9	8.1
平成5年	320.0	115.1	175.5	16.1	4.6	4.4	4.3
平成6年	332.2	111.1	182.9	18.3	5.7	4.9	9.3
平成7年	333.8	97.2	195.8	19.8	3.6	3.0	14.4
構成割合 (単位: %)							
平成2年	100.0	30.4	54.8	6.3	2.9	2.1	3.5
平成3年	100.0	34.2	52.2	6.6	3.0	1.5	2.4
平成4年	100.0	33.9	54.1	6.5	1.7	1.2	2.6
平成5年	100.0	36.0	54.8	5.0	1.4	1.4	1.3
平成6年	100.0	33.4	55.1	5.5	1.7	1.5	2.8
平成7年	100.0	29.1	58.7	5.9	1.1	0.9	4.3

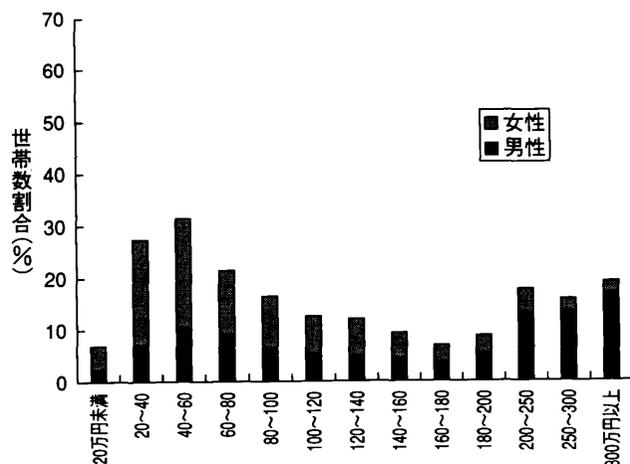
厚生省大臣官房統計情報部編「国民生活基礎調査」各年より作成

表3-5 性別に応じた公的年金・恩給受給者数および受給割合の年次推移

年次	60歳以上の受給者			65歳以上の受給者			60～64歳の受給者		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
	推計数 (単位: 千人)								
昭和55年	12,319	5,505	6,814	9,789	4,277	5,512	2,530	1,228	1,302
昭和60年	14,607	6,404	8,203	11,202	4,806	6,396	3,405	1,598	1,807
昭和62年	16,098	6,906	9,193	12,284	5,097	7,187	3,814	1,809	2,006
昭和63年	16,583	7,200	9,383	12,699	5,336	7,362	3,884	1,864	2,021
平成元年	17,659	7,745	9,913	13,454	5,625	7,829	4,205	2,120	2,084
平成2年	17,868	7,947	9,922	13,615	5,761	7,853	4,253	2,186	2,069
平成3年	18,846	8,255	10,591	14,732	6,150	8,582	4,114	2,105	2,009
平成4年	19,177	8,419	10,759	15,062	6,364	8,697	4,115	2,055	2,062
平成5年	19,765	8,726	10,039	15,545	6,650	8,896	4,220	2,076	1,143
平成6年	20,590	9,194	11,396	16,496	7,052	9,445	4,094	2,142	1,951
平成7年	20,534	9,075	11,459	16,521	7,030	9,491	4,013	2,045	1,968
平成8年	22,066	9,733	12,333	17,795	7,529	10,267	4,271	2,204	2,066
構成割合 (単位: %)									
昭和55年	100.0	44.7	55.3	79.5	34.7	44.7	20.5	10.0	10.6
昭和60年	100.0	43.8	56.2	76.7	32.9	43.8	23.3	10.9	12.4
昭和62年	100.0	42.9	57.1	76.3	31.7	44.6	23.7	11.2	12.5
昭和63年	100.0	43.4	56.6	76.6	32.2	44.4	23.4	11.2	12.2
平成元年	100.0	43.9	56.1	76.2	31.9	44.3	23.8	12.0	11.8
平成2年	100.0	44.5	55.5	76.2	32.2	44.0	23.8	12.2	11.6
平成3年	100.0	43.8	56.2	78.2	32.6	45.5	21.8	11.2	10.7
平成4年	100.0	43.9	56.1	78.5	33.2	45.4	21.5	10.7	10.8
平成5年	100.0	44.1	55.8	78.6	33.6	45.0	21.4	10.5	5.8
平成6年	100.0	44.7	55.3	80.1	34.2	45.9	19.9	10.4	9.5
平成7年	100.0	44.2	55.8	80.5	34.2	46.2	19.5	10.0	9.6
平成8年	100.0	44.1	55.9	80.6	34.1	46.5	19.4	10.0	9.4

出所: 厚生省大臣官房統計情報部編「国民生活基礎調査 平成8年」

図 3-2 公的年金・恩給額階級別公的年金・恩給受給者数  
平成 7 年



厚生省大臣官房統計情報部編「国民生活基礎調査 平成 7 年」より作成

表 3-6 公的年金・恩給の総所得に占める割合・所得階級別高齢者世帯数

平成 7 年調査

所得階級	総数	受給なし	受給あり	割合 (%)					
				20%未満	20-40%未満	40-60	60-80	80-100	100%
50万円未満	69	8	61		1	0	4	3	53
50-100万円未満	178	21	157	1	7	16	15	11	106
100-150	200	23	177	1	14	17	16	14	114
150-200	163	12	151	2	14	10	12	15	98
200-250	154	12	141	6	10	17	11	13	85
250-300	138	5	133	4	12	14	11	16	77
300-350	138	5	133	4	10	9	12	22	75
350-400	94	3	91	5	8	8	11	20	38
400-450	63	1	62	4	7	10	12	13	17
450-500	51	3	48	3	9	10	12	9	6
500-550	37	4	34	2	7	9	10	5	2
550-600	36	1	35	1	5	11	10	4	4
600-650	25	3	22	3	4	9	2	2	3
650-700	19	1	18	3	3	8	2	0	2
700-750	12	1	12	3	4	2	2	1	0
750-800	10	0	9	1	3	3	1	0	0
800-850	7	1	6	1	3	2	1		0
850-900	8	1	7	2	3	1	1	0	
900-950	6	1	5	0	4	1	0		
950-1000	7	1	7	2	3	1	1		
1000万円以上	59	6	52	32	17	3	0		
計	1,474	113	1,362	79	147	162	146	147	681

出所：厚生省大臣官房統計情報部編「国民生活基礎調査 平成 7 年」，第 2 巻

注：数値は全世帯を10,000としたときの値

一部であり、他の所得も得ていることが分かる。<sup>(7)</sup>

では、高齢者世帯で公的年金以外に得ている所得はどのようなものであろうか。前節で示した表3-4から分かるように、所得種別の1世帯当たりの平均所得金額を見ると、公的年金・恩給に次いで金額および構成割合で大きいのが稼働所得<sup>(8)</sup>であり、その構成割合は平成7年で29.1%となっている。

また、表3-7は世帯主の年齢階級別にみた世帯業態別の高齢者世帯数およびその構成割合である。これを見ると、所得を伴う仕事をしている者がいない世帯は全体の65.1%おり、世帯主の年齢が高くなるほどその割合は高くなる。次いで多いのが自営業者世帯であり、全体の11.4%となっている。また一般常雇者世帯<sup>(9)</sup>は全体の8.3%であるが、これを年齢別に見てみると、60-64歳では19.7%、65-69歳では14.2%となっていて、この年齢層では5世帯に1世帯あるいは6世帯に1世帯は一般常雇者世帯であることが分かる。そして70歳を過ぎると一般常雇者世帯の割合は大幅に低くなる<sup>(10)</sup>ことが分かる。

表3-7 世帯主の年齢階級別にみた世帯業態別高齢者世帯および構成割合

平成8年

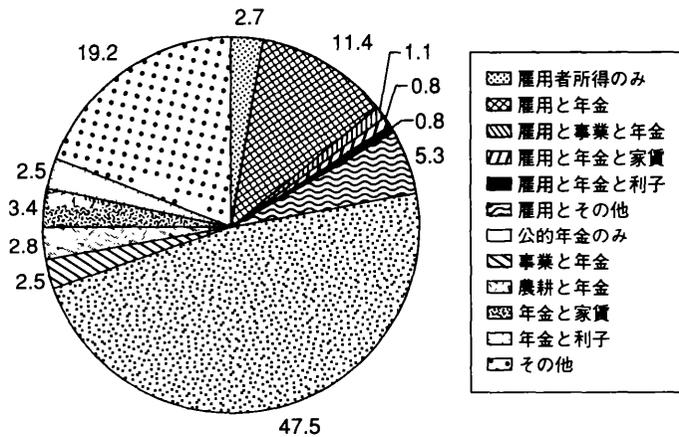
世帯主の年齢	総数	自営業者世帯	会社・団体等の役員の世帯	一般常雇者世帯		その他の世帯		農耕世帯	
				1月未満及び1月以上1年未満の契約の雇用者世帯		所得を伴う仕事をしている者のいる世帯	所得を伴う仕事をしていない世帯		
推計数（単位：千世帯）									
総数	6,204	705	206	518	160	4,305	265	4,040	311
60-64歳	488	56	7	96	30	286	22	263	14
65-69歳	2,062	262	79	292	85	1,209	98	1,110	134
70-74歳	1,655	210	63	87	33	1,168	77	1,091	95
75-79歳	1,076	100	39	24	9	860	35	826	44
80歳以上	923	77	18	19	3	782	33	750	24
構成割合（単位：%）									
総数	100.0	11.4	3.3	8.3	2.6	69.4	4.3	65.1	5.0
60-64歳	100.0	11.5	1.4	19.7	6.1	58.6	4.5	53.9	2.9
65-69歳	100.0	12.7	3.8	14.2	4.1	58.6	4.8	53.8	6.5
70-74歳	100.0	12.7	3.8	5.3	2.0	70.6	4.7	65.9	5.7
75-79歳	100.0	9.3	3.6	2.2	0.8	79.9	3.3	76.8	4.1
80歳以上	100.0	8.3	2.0	2.1	0.3	84.7	3.6	81.3	2.6

出所：厚生省大臣官房統計情報部編「国民生活基礎調査 平成8年」

- (7) 表3-6によれば、高齢者世帯のうち公的年金・恩給を受給している世帯は1362であるが、そのうち所得の100%を公的年金・恩給から得ている世帯は681と公的年金・恩給を受給している世帯のちょうど半分となっている。ただしこの数値は全世帯を10000とした時の値である。
- (8) 「国民生活基礎調査」によれば、稼働所得とは雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得をいう。
- (9) 「国民生活基礎調査」によれば、一般常雇者世帯とは最多所得者が雇用期間について別段の定めなく個人業主、会社、団体、官公庁に雇われている者の世帯をいう。

では高齢者世帯はどのような組み合わせの所得を得ている場合が多いのだろうか。図3-3は高齢者世帯の所得種構成別世帯数の構成割合を示したものである。これによると、一番多いパターンは公的年金のみを得ている場合で、平成8年において全体の47.5%を占めている。次いで多いのが(11) (その他を除けば)、雇用者所得と公的年金を得ている世帯で、全体の11.4%となっている。

図3-3 高齢者世帯の所得種構成別世帯数の構成割合 平成8年調査



厚生省大臣官房統計情報部編「国民生活基礎調査 平成8年」より作成

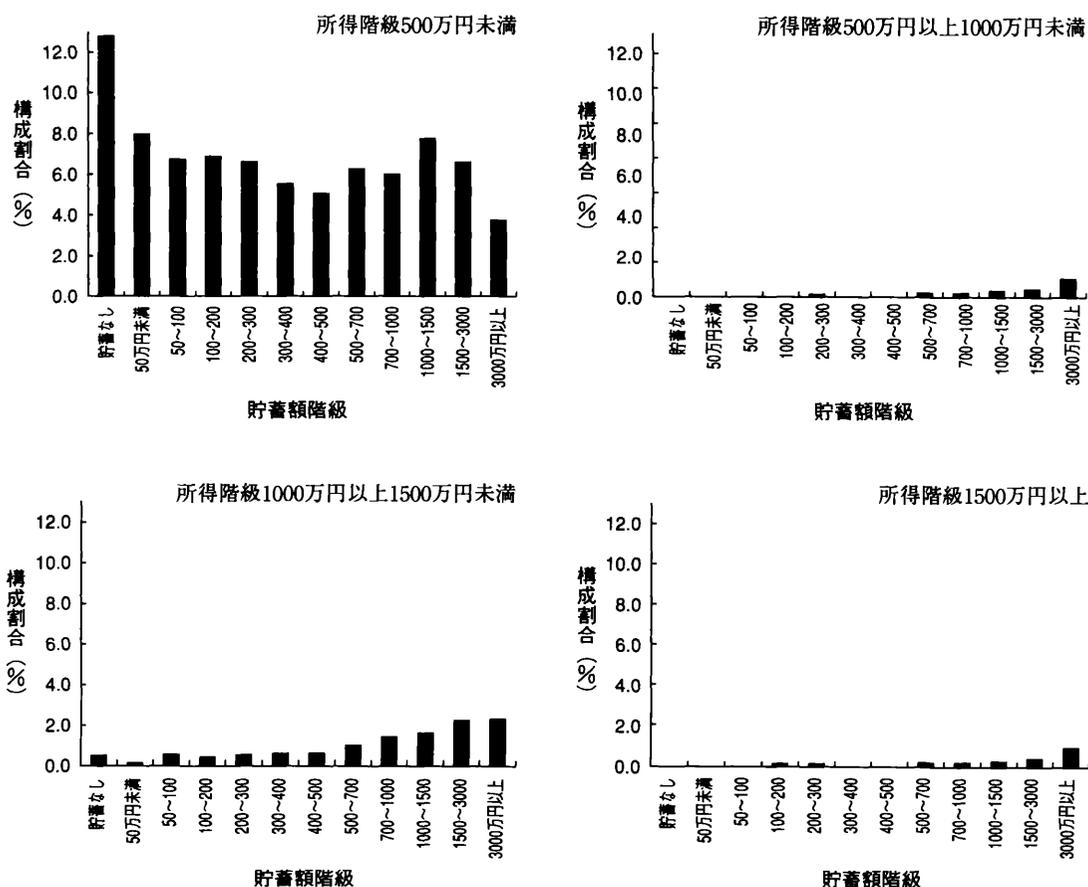
最後に、利子所得についても見てみることにする。前節で示した表3-4を見ると、平成7年における1世帯当たりの利子・配当金の平均金額は3万6千円であり、構成割合は1.1%となっており、金利の低下にもなって金額で見ても構成割合で見てもその値はだんだん小さくなっている。利子所得については、所得階級別にどのくらい得ているかという分布についてはデータの制約上、把握することは難しい。そこで、参考でしかないが平成7年における(12) 貯蓄階級別・所得階級別の高齢者世帯数を図3-4で示しておく。所得階級別に見ると、高所得階級ほど高貯蓄額の世帯の割合が多く、低所得階級は貯蓄額も少ない世帯の割合が多い。(13) ただし低所得階級でも少なからず高貯蓄世帯が存在することも事実である。

(10) また、会社・団体等の役員の世帯を一般常雇者世帯とあわせると(「国民生活基礎調査」ではこのような世帯を雇用者世帯とよんでいる)、全体の11.6%となり、自営業者世帯よりも多くなる。

(11) また少なくとも雇用者所得と公的年金を得ている世帯(図7における雇用と年金、雇用と事業と年金、雇用と年金と家賃、雇用と年金と利子の合計)は全体の14.1%となっている。

(12) 「国民生活基礎調査」によれば、貯蓄とは当座預金・普通預金・定期預金・財形貯蓄・簡易保険・生命保険・有価証券・社内預金などの合算額をいう。なお、生命保険(掛け捨ては除く)はいままで掛けた金額の合計とし、株式などの有価証券は、時価に換算して計上したものである。また、自営業者世帯の場合は事業用の貯蓄を含む。

図3-4 貯蓄額階級別・高齢者世帯全体に占める所得階級別構成割合



厚生省大臣官房統計情報部編「国民生活基礎調査 平成7年」, 第2巻より作成

以上のように見てみると、確かに高齢者世帯の主要な所得は公的年金であるが、公的年金以外の所得を得ている世帯が少なからず存在することも事実である。その意味においては高齢者世帯の課税について見るならば他の所得も含めた上での課税を見る必要があると思われる。現実のデータに基づけば、公的年金のほかに雇用者所得（給与所得）を含めた上での課税の変化を見る必要があると思われる。さらに利子所得については、近年では額としてはさほど大きくはないが、高齢者マル優の効果を見る必要があると思われる。そこで次章においては、公的年金と給与所得と利子所得を組み合わせた税負担の変化について見てみることにする。また世帯構成や年齢によってどのように

- (13) 所得階級別の構成割合で見ると高所得階級における高貯蓄世帯の割合は多いが、世帯数でいえば前節で述べたように、高齢者世帯は中・低所得層に偏っているため、高所得階級における高貯蓄世帯数はさほど大きい数ではない。

税負担が変わるか、あるいは税負担の変化についての傾向は所得階級によってどのように異なるのかについて、モデルケースによる比較によって考察を行ない、高齢者世帯に対する税制上の優遇論の意味を検証する。

#### 4. 高齢者世帯の税額のモデルケースによる比較

前章で見たように、高齢者世帯の主要な所得は公的年金であるが、同時にそれ以外の所得を得ている世帯も少なくない。そのなかでも組み合わせとして一番考えられる所得は給与所得である。そこでこの章では、高齢者世帯の税負担が公的年金と給与所得の組み合わせによってどのように変化するかということを見ることにする。さらに利子課税が高齢者世帯に及ぼす影響と高齢者マル優の効果についてもあわせて見ていくことにする。そして以上のことを見た上で、税制上の「公的年金受給者優遇論」あるいは「高齢者優遇論」の意味を確かめる。

なお、モデルケースによる高齢者世帯の税額の比較については、まず高齢単独世帯と高齢夫婦世帯に分けて考える。これは3.1で見たように高齢者世帯のうちほぼ半分は高齢単独世帯であるという事実に基づいている。また年齢に関しても65歳未満である場合と65歳以上である場合に分けて考えた<sup>(14)</sup>。考察する所得階級については、100万円から150万円まで50万円刻みで29階級に分けてある。公的年金収入額については3.3で見たうえで、350万円をほぼ個人が受け取る公的年金受給額の上限と考え、それぞれの所得階級について0から350万円まで50万円刻みで8通りのケースを考慮した<sup>(15)</sup>。なお、この計算をするにあたって考慮する諸控除は基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、老年者控除、給与所得控除、公的年金等控除である。

##### 4.1 税制上の公的年金受給者優遇論の意味

昨今耳にする公的年金受給者に対する税制上の優遇論は、公的年金受給者は給与所得者である現役世代と比べて様々な控除が認められ、またその控除額も大きいゆえに税負担上有利に扱われており、また公的年金受給者内でも公的年金を多く受給しているほど控除額が大きくなり、限界税率の

---

(14) このような年齢区分を設けるのは、公的年金等控除の算定式が65歳を境に変わることと、老年者控除の適用年齢が65歳以上（合計所得金額1000万円以下の所得制限も有り）であるためである。また高齢夫婦世帯については、世帯主の場合65歳未満、65歳以上の2通り、配偶者の場合は65歳未満、65歳以上70歳未満、70歳以上の3通りを組み合わせで考えた。なお、結果に関してはその代表として夫婦ともに65歳未満の場合と夫婦ともに65歳以上（厳密には世帯主65歳以上配偶者65歳以上70歳未満）の結果を示しておいた。

(15) 高齢夫婦世帯の配偶者の公的年金収入額については、0.60万円（国民年金レベルの受給額）、250万円（厚生・共済年金レベルの受給額）の3通りで場合分けした。

高い高所得階級の者ほどその恩恵を浴しているという主張である。しかし従来までの研究では、年金世代と現役世代の比較では年齢による差異を必ずしも明確に分けて考えてきたとは言えない。また今日あるいは今後の高齢者世帯の所得が多様化することを認めている一方で、分析上では年金所得者対給与所得者という単純な比較に終わっていたり、所得階級による税負担の変化の違いにはあまり注意が払われてこなかった。そこで、ここではモデルケースの比較の結果を用いて公的年金受給者優遇論の意味を確かめることにする。<sup>(16)</sup>

#### 4. 1. 1 高齢者の年齢による税負担の差異

まず最初に、年金受給者は給与所得を得ている現役世代と比べて税制上優遇されているのかを確かめる。図4-1は公的年金収入額別の高齢単独世帯の税負担の変化、図4-2は公的年金収入額別の高齢夫婦世帯の税負担の変化についての結果の一部をグラフにまとめたものである。またグラフ上の実線で給与所得世帯の税負担額の水準もあわせて示しておいた。

この結果を見ると、確かに全般的には給与所得世帯よりも年金受給世帯のほうが税負担は低くなっている。しかしここで注目すべき点は、同じ年金受給世帯でも65歳未満の場合と65歳以上の場合とでは明らかに65歳以上のほうが税負担が軽くなっており、給与所得世帯よりもそのぶんだけ税負担の開きが大きくなっていることである。65歳未満の年金受給世帯の夫婦世帯で見た時には、給与所得世帯に配偶者控除が認められる上限の配偶者のパート収入がある場合の税負担と比べるとむしろ年金受給世帯のほうが税負担が重くなるケースも認められ、65歳未満の年金受給世帯の場合には、一概に税制上優遇されているとは言い難い。<sup>(17)</sup>

このような差異が認められるのは、まず第一に公的年金等控除が65歳を境に算定式が変わるためである。図4-3をみて分かるように65歳未満に適用される公的年金等控除額は給与所得控除額とほぼ変わりがない一方、65歳以上に適用される公的年金等控除額は給与所得控除額よりも大きな額となっている。これが65歳以上の年金受給世帯と給与所得世帯との税負担の開きの一因となっているのである。

65歳以上の年金受給世帯と給与所得世帯との税負担の開きの原因のもう一つは老年者控除の存在である。現行制度では満65歳以上の者に対して一律50万円の老年者控除が認められている。これによりさらに給与所得世帯の税負担との格差が開く要因となっている。<sup>(18)</sup>

---

(16) 本稿を作成するにあたっては、金子・坂本（1998）が参考となった。金子・坂本（1998）においても年金受給者優遇論について批判的な検討を行ない、またさらに高齢者夫婦世帯における配偶者の年金額による税負担格差についても述べ、合算課税方式への移行の妥当性を主張している。

(17) この点については松本（1998）においても指摘してある。

(18) ただし老年者控除は合計所得が1000万円以下の者に対してのみ適用されるため、課税上の合計所得が1000万円を超える場合の年金受給者世帯と給与所得世帯の税負担の開きの原因は公的年金等控除と給与所得控除との開きが原因であると考えられる。

図4-1 高齢単独世帯の年金収入額別・税額の変化

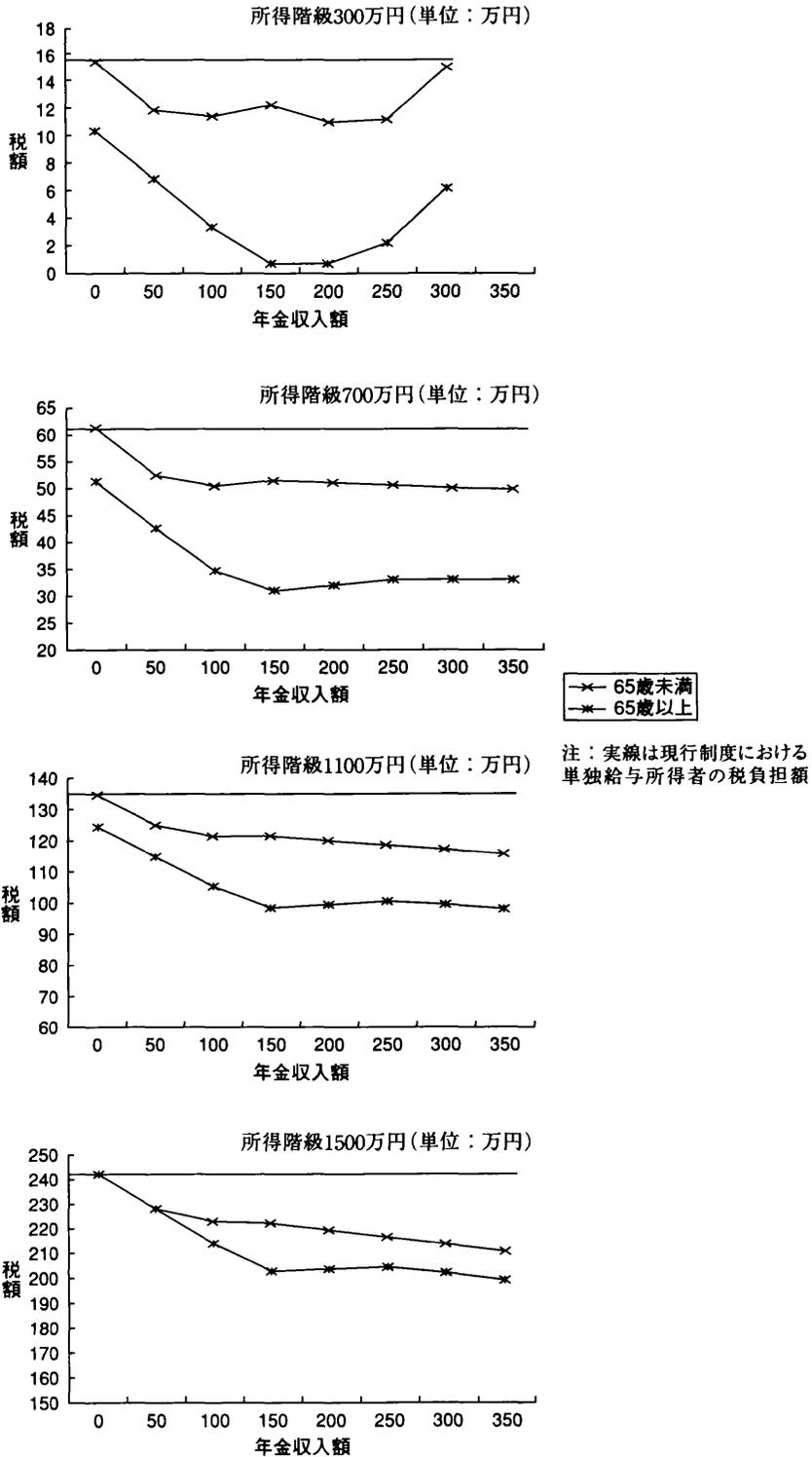


図4-2 世帯主年金収入額別・高齢夫婦世帯の税額（現行制度）

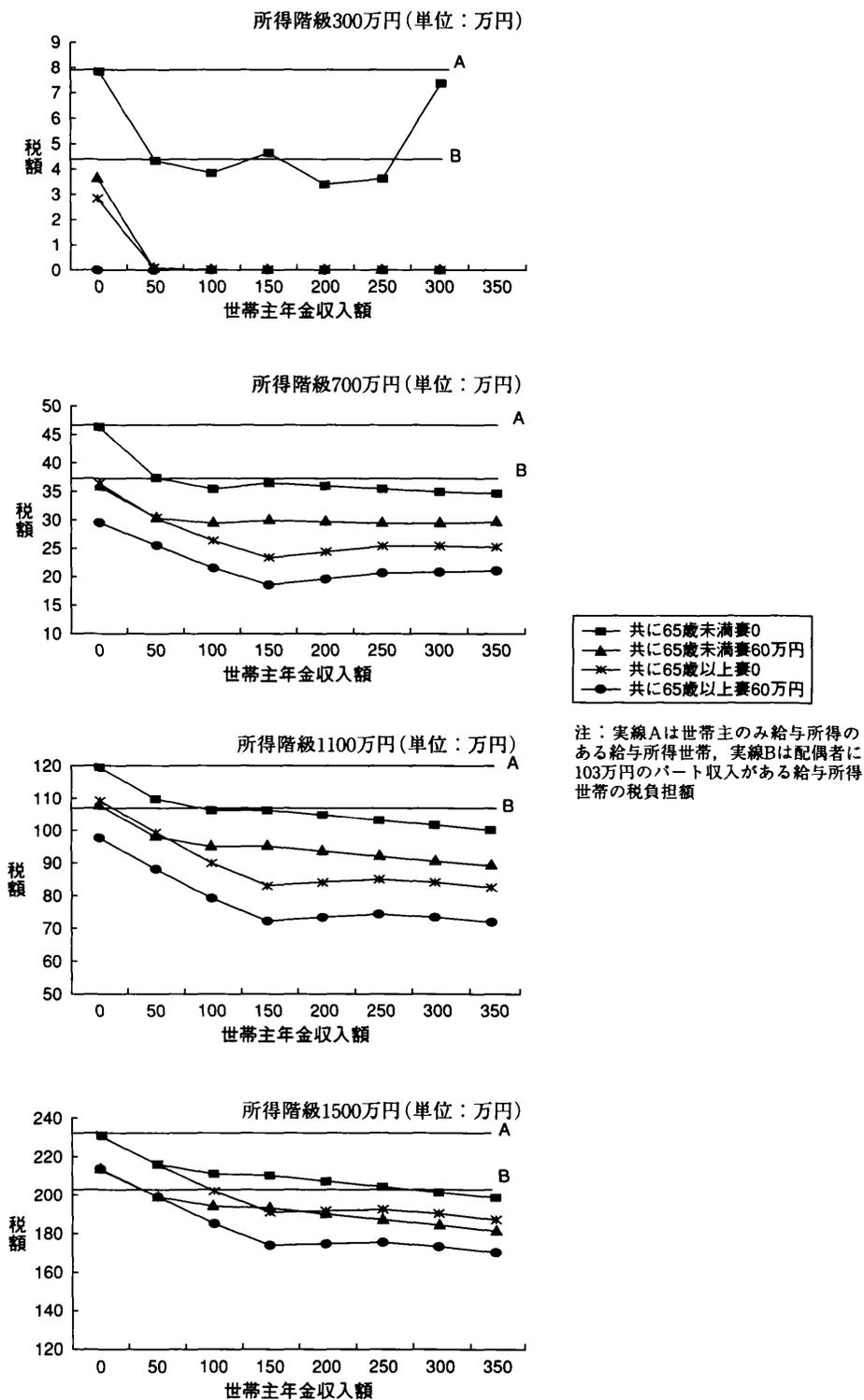
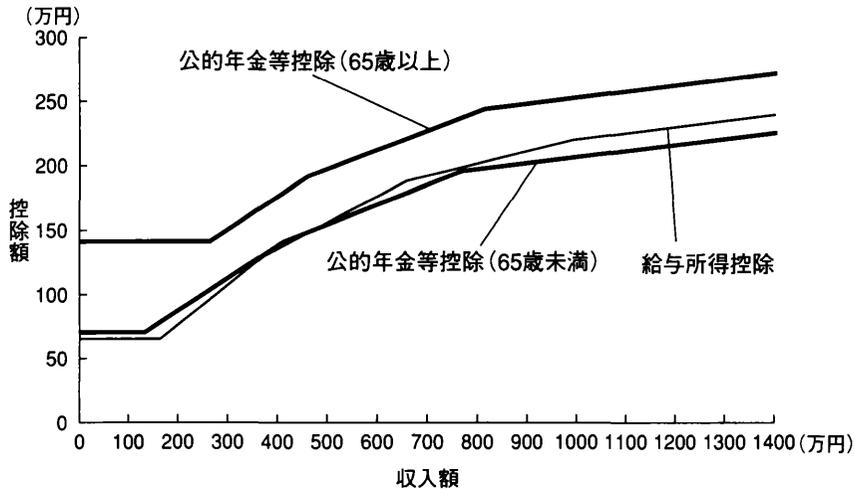


図4-3 給与所得控除と公的年金等控除の比較



以上のように見てみると、65歳以上の年金受給世帯に関しては、公的年金等控除額が給与所得控除額よりも大きいために、またさらに老年者控除が適用されるために給与所得世帯よりも税負担は軽いといえるが、65歳未満の年金受給世帯に関しては、公的年金等控除額は給与所得控除額とほぼ同水準であり、老年者控除も認められないため給与所得世帯との税負担の開きはさほど大きくはなく、場合によっては税負担が重いケースもありえる。こうしてみると給与所得世帯と比較した税制上の公的年金受給者優遇論は年金受給者が65歳以上の場合に認められることと言えるだろう。

こうした現実のなか、65歳以上の年金受給世帯と給与所得世帯との税負担の開きを問題とし、やみくもに公的年金等控除を廃止ないしは減額をすると、かえって老年者控除の適用が認められない65歳未満の年金受給世帯が税制上不利な扱いを受ける危険性が出てくるであろう。給与所得世帯との税負担の開きを縮小させようとする場合には、何故65歳を境に公的年金等控除額を大幅に変える必要があるのかという問題も含めたトータルの意味での年金受給世帯を視野にいれて、また老年者控除とのからみも視野にいれて考える必要があるのではないだろうか。

#### 4. 1. 2 所得階級による年金額別税負担変化の差異

次に、年金受給者内でも高額年金を受給している者ほど税制上有利に扱われているという論について見ていくことにする。

前項で掲げた図4-1の公的年金収入額別の高齢単独世帯の税負担の変化および図4-2の公的年金収入額別の高齢夫婦世帯の税負担の変化の結果を見ると、公的年金収入額の総所得に占める割合が増えていった時に税負担が軽くなっているのは相対的に高所得階級の場合に当てはまる傾向である。しかし、このような傾向は低所得階級の場合には当てはまらないことが同時に見て取れる。つまり低所得階級では公的年金収入額の総所得に占める割合が増えていったとしても必ずしも税負担

は軽くはなっていない。例えば所得階級300万円の高齢単独世帯の場合（図4-1）、65歳未満では年金収入100万円と200万円の2点を下限としたW字型の税負担変化を示していたり、65歳以上では年金収入150～200万円を下限としたV字型の税負担変化を示しているように、低所得階級では公的年金を200万円得ているほうが公的年金を300万円得ているケースよりも税負担は軽くなるという結果になっている。

このような結果になったのは、公的年金と給与所得が別々の所得区分に分けられていることが原因である。つまり、現行制度において公的年金収入は雑所得に区分されている一方、給与収入は給与所得に区分され、そして各々の所得区分において公的年金等控除と給与所得控除が適用される。そのために低所得階級では、たとえ総所得が同じであっても全て公的年金収入で得るよりも、かえって総所得を給与収入と公的年金収入に分散して給与所得控除と公的年金等控除を使ってうまく課税所得を減らしたほうが税負担が軽くすんでしまうということが起こるのである。またこのような現象が高所得階級で起こらないのは、公的年金収入は個人では多くても350万円であり、給与所得の占める割合が高い高所得階級では、低所得階級のような税負担のアンバランスは起こらずに公的年金等控除額がそのまま税負担を低くする役割を果たすためである。

以上のように見てくると、高齢者世帯内における高額年金受給者優遇論は高所得階級では当てはまるが、低所得階級では当てはまらないことが分かる。さらに言えば、図3-1で見ても明らかになったように、高齢者世帯の所得水準は全世帯（あるいは現役世帯）よりも低水準である。平成7年度において高齢者世帯は所得階級350万円未満に全体の68.9%、また600万円未満にはほぼ9割（89.5%）の世帯がおさまっている。一方総所得1000万円以上の高所得階級の高齢者世帯は高々3.7%であり、高齢者世帯全体の20分の1にも満たない。このような事実を考えると、高齢者世帯内における高額年金受給者優遇論はほとんどの高齢者世帯にはあてはまらず、ほんの一握りの高所得階級の高齢者世帯に当てはまるものだけということが言えるであろう。

以上のようなことを考えると、公的年金給付に対する控除制度の見直しを考える際には、現役世代と年金受給世代との課税バランス、所得階級による税負担の差異あるいは65歳未満と65歳以上の者の差異なども含めた年金受給世代内の課税バランス、さらには公的年金収入の所得上の性質などを改めて考え、どの所得区分で扱うべきか、あるいはどのような控除方式（算定式も含めて）を採用すべきかなどを総合的に考慮した上で見直しを図らなくてはならない。

#### 4.2 高齢者マル優による高齢者優遇論の意味

では次に、利子課税は高齢者世帯の税負担にどのような影響を与えているのであろうか。利子所得課税は1988年の税制改革によってマル優制度が廃止され、一律20%（そのうち5%は住民税）の税金のかかる一律分離課税制度に移行したが、例外として65歳以上の高齢者に対してはそれまでどおりマル優制度が適用されることになった。そのためにそれまでのマル優制度が批判を受けたように、

高齢者マル優は高額資産保有者を優遇して、税金逃れをする手立てとなっているのではないかと言われている。そこで、この節では利子所得を考慮した場合の税負担の変化と高齢者マル優を含めた利子所得を考慮した税負担の変化について見ていき、高齢者マル優による優遇論の意味を検討していくことにする。

#### 4. 2. 1 所得階級による利子所得額別税負担変化の差異

ここではまず、利子所得額別税負担の変化について見ていくことにする。計算の方法は、利子所得以外の収入については4.1において、現行制度について説明した方法と同じである。ただし利子所得については各ケースにおいて、0から30万円まで5万円刻みの7通りのケースを考慮し、そして他の所得とは独立に一律15%の所得税がかかる<sup>(19)</sup>として計算を行なった。

図4-4は利子所得階級別の高齢単独世帯の実効税率の変化、図4-5および図4-6は利子所得階級別の高齢夫婦世帯（図4-5は夫婦共に65歳未満、図4-6は夫婦共に65歳以上のケース）の実効税率の変化についての結果の一部をグラフにしたものである。

この結果を見ると、利子所得課税は低所得階級と高所得階級ではまったく逆の効果をもつことが分かる。つまり、低所得階級では利子所得が増えるほど実効税率（税負担）は重くなっていく。一方、高所得階級では利子所得が増えるほど実効税率（税負担）は軽くなっているのが分かる。これは利子所得課税が他の所得とは独立に15%（現実には住民税を含めると20%）の税が課されるために、他の所得に対する実行税率が15%を下回る低所得階級では利子所得が増えれば税負担が重くなり、他の所得に対する実行税率が15%を上回る高所得階級では利子所得が増えれば税負担が軽くなるためである。

では利子所得課税はどのくらいの所得階級まで逆進的な効果をもつのであろうか。言い換えれば、どのくらいの所得階級から税負担が軽くなる効果をもつのであろうか。

この問題について高齢者世帯の世帯構成別に細かく見ていくと、まず高齢単独世帯については、65歳未満の世帯では公的年金収入額が100万円、200万円、300万円のすべてのケースにおいて所得階級700万円以上から利子所得が増えると税負担が軽くなる効果が見られる。また65歳以上の世帯では公的年金収入額が100万円、200万円、300万円のすべてのケースにおいて所得階級800万円以上から利子所得が増えると税負担が軽くなる効果が見られる。

次に高齢夫婦世帯については、夫婦ともに65歳未満の世帯では、世帯主年金100万円・配偶者0の世帯、世帯主年金200万円・配偶者0の世帯、世帯主年金300万円・配偶者0の世帯、世帯主年金100万円・配偶者年金60万円の世帯、世帯主年金200万円・配偶者年金60万円の世帯、世帯主年金300万

---

(19) 利子所得課税については、本来は一律20%の税率が課せられるが、そのうち15%が国税で残りの5%は住民税である。しかし本稿の計算では、住民税は含まれていないので、利子課税についても国税の15%のみを考慮することにした。

図4-4 高齢単独世帯の利子所得階級別・実効税率

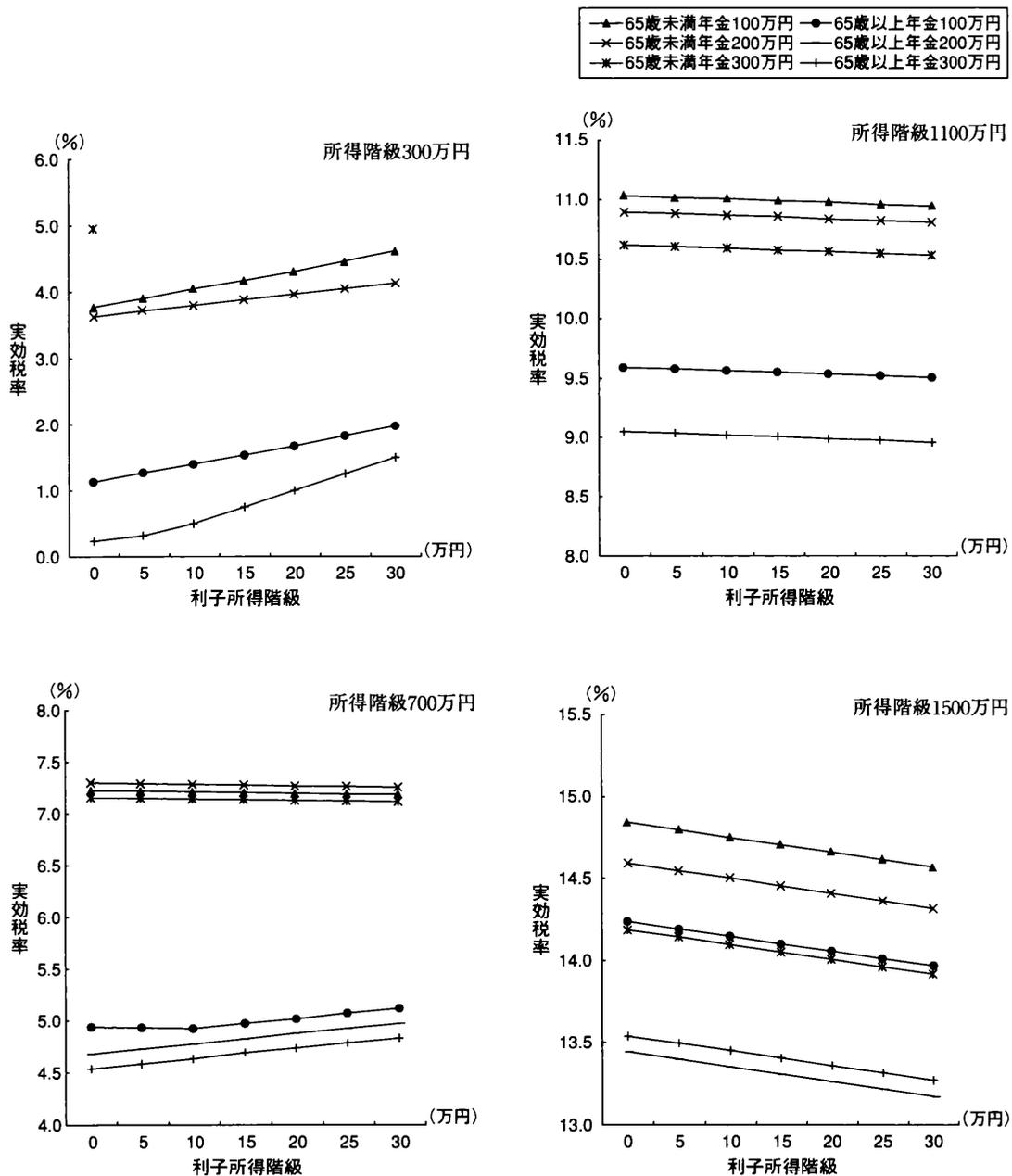


図4-5 高齢夫婦世帯の利子所得階級別・実効税率  
(夫婦ともに65歳未満)

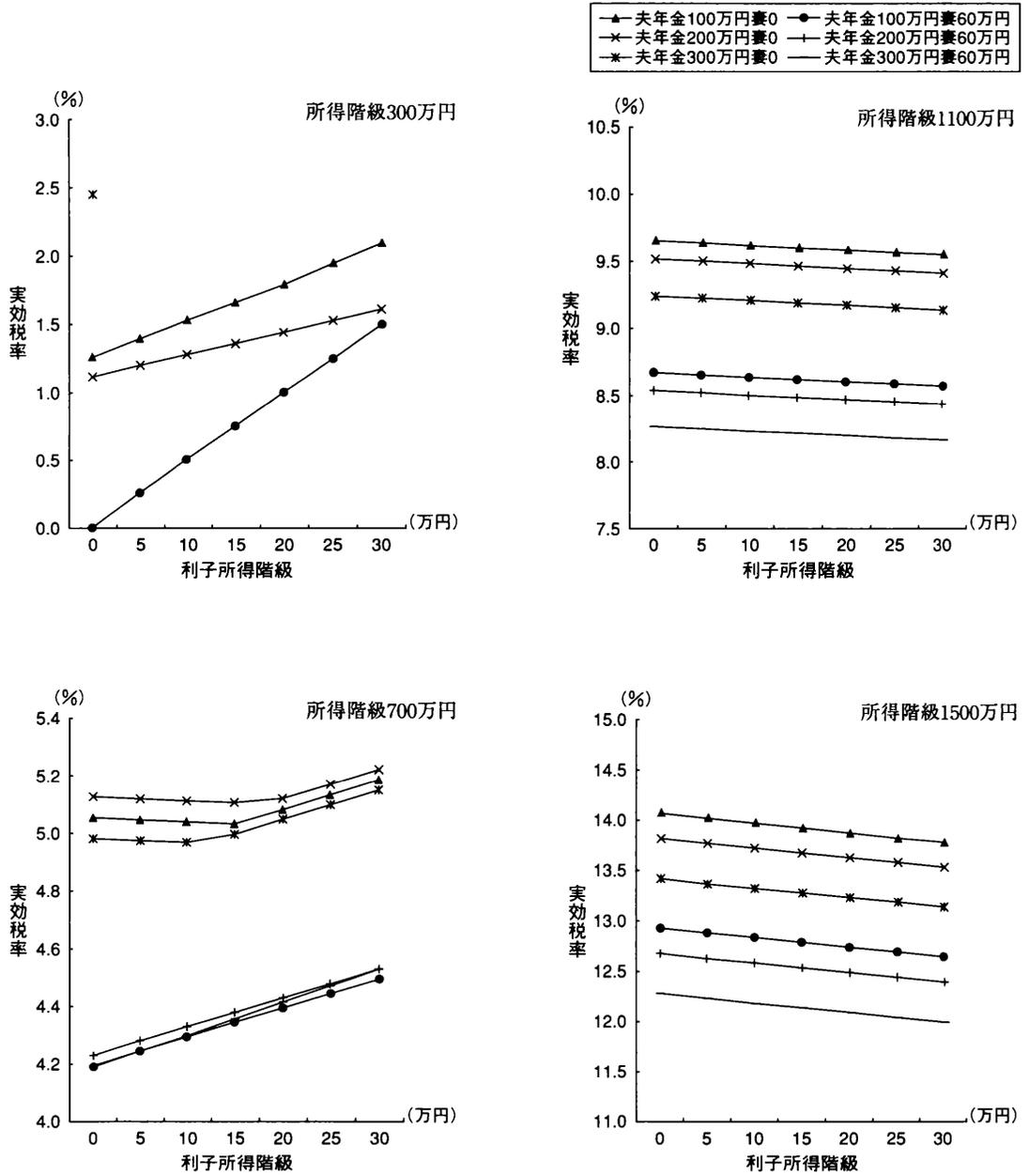
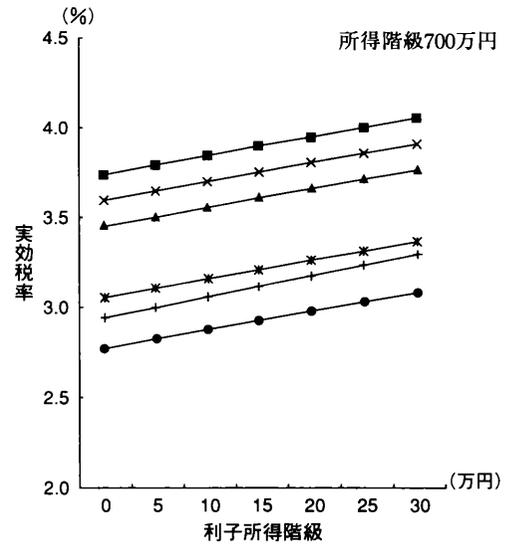
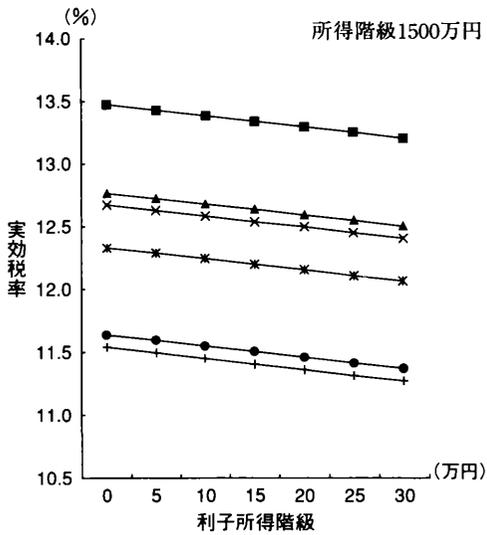
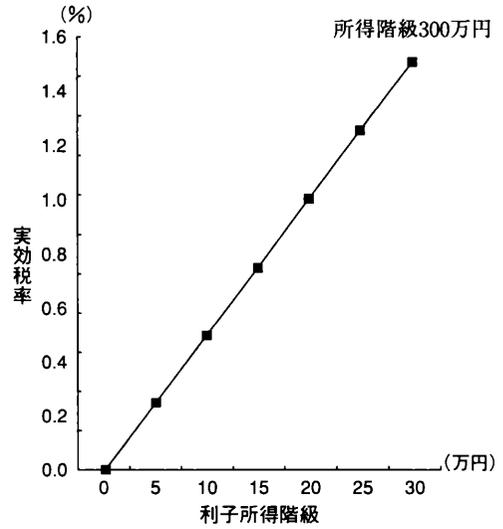
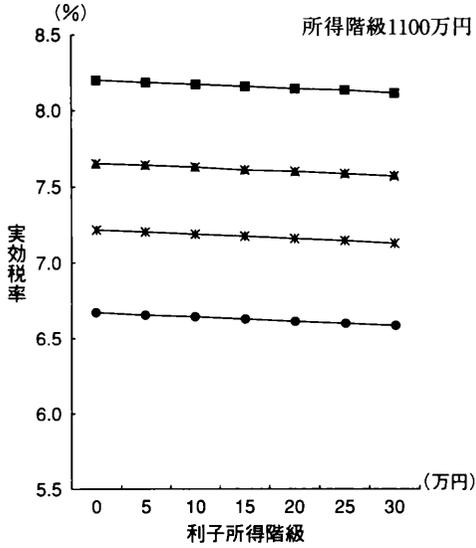


図4-6 高齢夫婦世帯の利子所得階級別・実効税率  
(夫婦ともに65歳以上)



円・配偶者年金60万円の世帯，以上の世帯については所得階級800万円以上から利子所得が増えると税負担が軽くなる効果が見られる。夫婦ともに65歳以上の世帯では，世帯主年金100万円・配偶者0の世帯，世帯主年金200万円・配偶者0の世帯，世帯主年金300万円・配偶者0の世帯，世帯主年金100万円・配偶者年金60万円の世帯，世帯主年金200万円・配偶者年金60万円の世帯，世帯主年金300万円・配偶者年金60万円の世帯，以上の世帯については所得階級900万円以上から利子所得が増えると税負担が軽くなる効果が見られる。<sup>(20)</sup>

以上の結果をまとめると，利子所得課税が他の所得とは独立に15%の一律分離課税制度を採用しているために，低所得階級では利子所得課税は利子所得が増えるほど税負担を重くする効果をもっており，一方高所得階級では利子所得課税は利子所得が増えるほど税負担を軽くする効果をもっている。これは年金課税の時と同じように，高齢者世帯の利子所得課税による優遇論を考える際には所得階級による差異を考慮することが必要であるという意味で重要なことである。

また年齢による差異を見ると，所得構成が同じであっても，65歳以上の世帯と65歳未満の世帯では，利子所得課税による税負担を軽くする効果が起こり始める所得階級が異なることが分かる。例えば高齢単独世帯において公的年金収入額が100万円で，所得構成が同じであっても，65歳未満の場合では総所得階級700万円以上において，利子所得が増えると税負担が軽くなる効果が見られるが，一方65歳以上の場合では総所得階級800万円以上において，利子所得が増えると税負担が軽くなる効果が見られる。

#### 4. 2. 2 所得階級による高齢者マル優制度の効果の差異

次に，高齢者マル優を考慮した利子所得額別税負担の変化について見ていくことにする。計算の方法は前項までの計算と同じである。ただし高齢者マル優については，現行の制度は，例えば郵便貯金については350万円までの元本から生まれた利子所得について非課税というようになっており，どのくらいの額の利子所得が非課税かを実際に特定することは難しい<sup>(21)</sup>。そこで本稿の計算では暫定的にマル優，特別マル優，郵便貯金の限度額の合計（1050万円）の1%に相当する10.5万円までの利子所得が非課税のケースと限度額の合計の0.5%に相当する5.25万円までの利子所得が非課税のケースの2通りに分けて計算を行なった。

図4-7は高齢者マル優を考慮した利子所得階級別の高齢単独世帯の実効税率の変化，図4-8は高齢者マル優を考慮した利子所得階級別の高齢夫婦世帯の実効税率の変化についての結果の一部を

(20) 参考までに給与所得世帯について見ると，単身の給与所得世帯では所得階級600万円以上，給与所得夫婦世帯（ただし世帯主のみ給与所得ありの場合）では所得階級700万円以上で利子所得が増えると税負担が軽くなる効果が見られる。

(21) 現行の高齢者に対する利子非課税制度には，貯蓄預金に対する少額貯蓄非課税制度（マル優），少額公債特別非課税制度（特別マル優），郵便貯金の利子所得に対する非課税制度がある。またその限度額は，それぞれ元本350万円から生まれる利子所得額となっている。

図4-7 高齢単独世帯の利子所得階級別・実効税率  
 マル優考慮（利子所得5.25万円まで非課税）

■ 年金100万円  
 ▲ 年金200万円  
 × 年金300万円

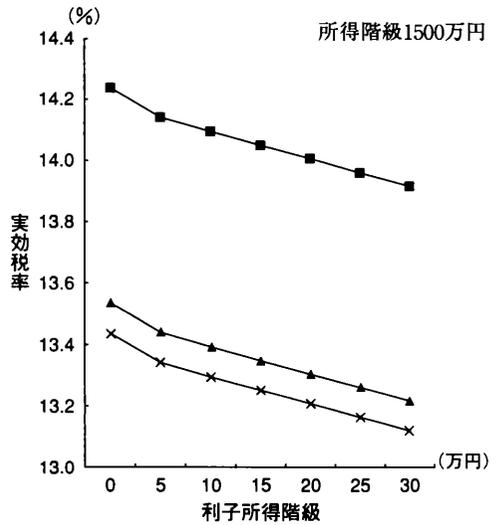
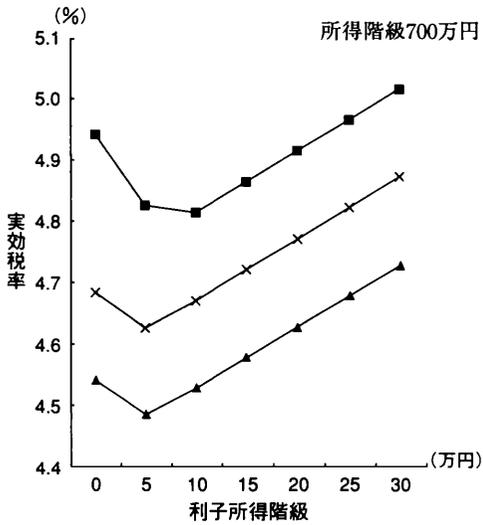
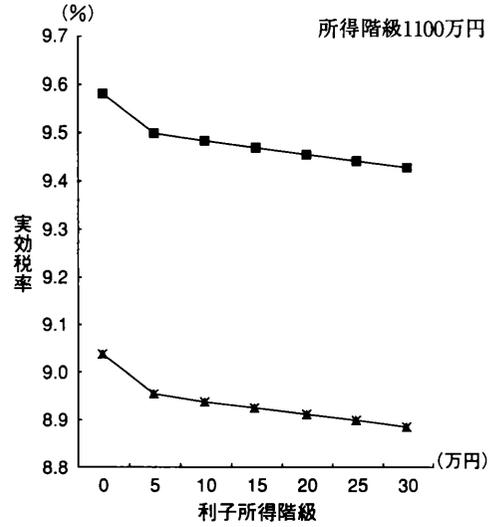
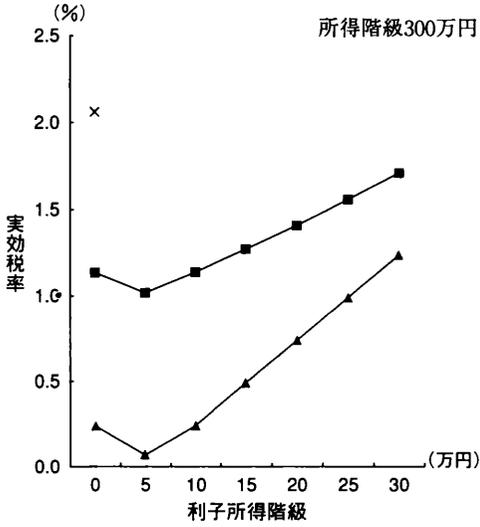
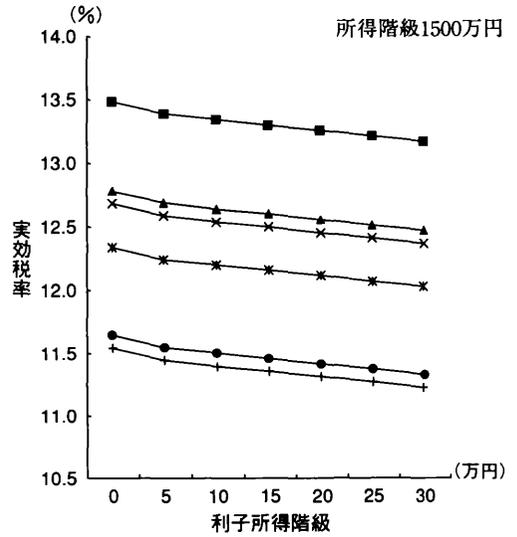
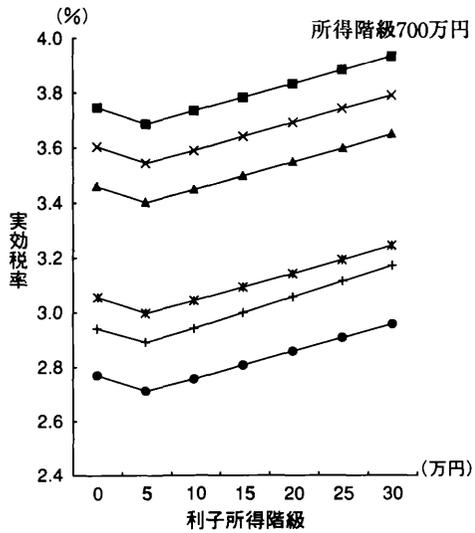
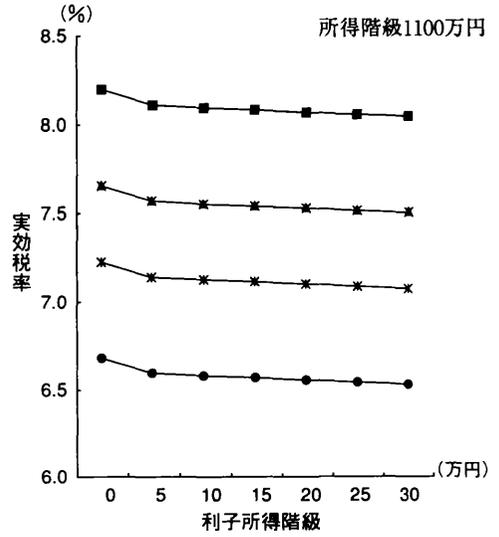
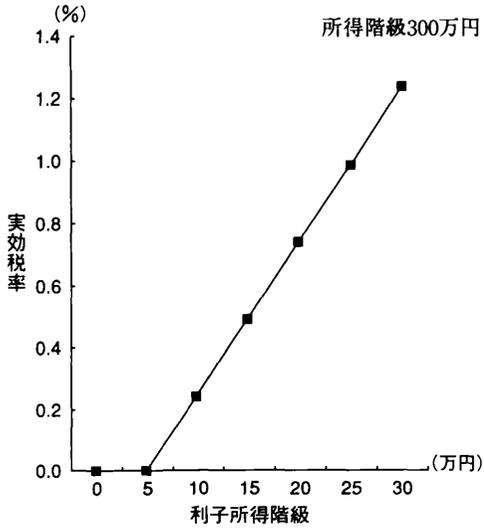


図4-8 高齢夫婦世帯の利子所得階級別・実効税率  
 マル優考慮（利子所得5.25万円まで非課税）

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| —*— 夫年金100万円妻60万円 | —■— 夫年金100万円妻0 |
| —●— 夫年金200万円妻60万円 | —▲— 夫年金200万円妻0 |
| —+— 夫年金300万円妻60万円 | —×— 夫年金300万円妻0 |



グラフにしたものである。<sup>(22)</sup>

この結果を見ると、高齢者マル優制度の効果はやはり所得階級によって異なることが分かる。つまり、高所得階級では、前項で利子所得課税によって利子所得が増えるほど実効税率（税負担）が軽くなっていることが分かったが、高齢者マル優が適用される範囲の利子所得額（図においては5.25万円）までその効果をさらに促進する効果をもつことが分かる。一方低所得階級では、前項で利子所得課税によって利子所得が増えるほど実効税率（税負担）が重くなっていることが分かったが、高齢者マル優が適用される範囲の利子所得額（図においては5.25万円）までは非課税になることから税負担を軽くしたり、あるいは例示した所得階級300万円の夫婦世帯の場合には、その範囲までの利子所得までは税負担を免れる結果となっている。

以上のような結果を見た上で、高齢者マル優制度による高齢者世帯への優遇論を考えると、確かに高所得階級に関しては、通常の利子所得課税でさえ15%の一律分離課税制度を採用しているために、利子所得が増えるほど税負担を軽くする効果をもちあわせているのに、さらに高齢者マル優によって税負担を免れる手立てを得ている。その意味においては今後の高齢化社会に向けて経済力のある高齢者には相応の税負担を求める必要があることを考えると、高齢者マル優は高所得階級の高齢者世帯を優遇しているといえる。

しかしその一方で、低所得階級に関しては、通常の利子所得課税が15%の一律分離課税制度を採用しているために、利子所得が増えるほど税負担をかえって重くしてしまう。そのような効果をもつなか、一定の範囲の利子所得を非課税にし、その範囲内では税負担を低める（あるいはケースによっては税負担を発生させない）効果をもつ高齢者マル優制度は低所得階級の高齢者世帯を優遇しているとは必ずしも言い切れない。前節でも述べたように多数の高齢者世帯の所得水準は現役世代よりも低く、低所得階級に偏っている。そのような多数の低所得階級の高齢者世帯にとって、高齢者マル優制度は税制上優遇しているというよりも、むしろ低所得階級に対して利子所得課税のもつ利子所得が増えるほど税負担が重くなる効果を緩和する意味においても、さらに低所得階級の高齢者世帯に対する老後のための公的支援としても有効な手段の一つであるとも考えられる。

#### 4.3 高齢者世帯の税額のモデルケースによる比較のまとめ

従来の高齢者世帯に対する課税についての議論は、高齢者世帯の主要な所得は公的年金であり、公的年金給付のみに焦点を当てたものがほとんどであり、また高齢者マル優についても利子所得のみに焦点を当てた上での議論が多かった。そしてそのような視点の下に給与所得を得ている現役世

---

(22) ここで示しているのは5.25万円までの利子所得が非課税のケースである。本稿の計算では10.5万円までの利子所得が非課税のケースも計算を行なったが、本質的に両者に違いはないのでグラフでは5.25万円までの利子所得が非課税のケースのみを掲げた。

代と公的年金を得ている高齢世代との間の課税上のアンバランスを強調する議論，あるいは高齢世代内における税制上の高額年金受給者優遇論，または高齢者マル優による高額資産保有者に対する税制上の優遇論などが主張されてきた。しかし現実には高齢者世帯も公的年金以外にも給与所得や利子所得などを組み合わせながら収入を得ている。また一口に公的年金受給者と言っても年齢による差異を考慮する必要もあるし，公的年金等控除や高齢者マル優の効果についても所得階級による効果の差異などを考慮する必要があると思われる。そこで本稿では公的年金以外の収入源として給与所得と利子所得をとりあげて高齢者世帯の課税を世帯構成別に，また所得階級別に見てきた。

その結果を見ると，まず第一に，現役世代と高齢世代との間の課税上のアンバランスについては，65歳以上の年金受給世帯に対しては給与所得控除額を上回る公的年金等控除と老年者控除が適用されるために，確かに給与所得世帯よりも税負担は軽いといえる。しかし65歳未満の年金受給世帯に関しては図4-3で見ても分かるように給与所得控除額と公的年金等控除額はほぼ同じであり，また老年者控除も適用されないため現役の給与所得世帯よりも税制上優遇されているとは言い難い。したがって65歳以上の年金受給世帯と給与所得世帯との税負担の開きを問題とし，やみくもに公的年金等控除を廃止ないしは減額をすると，かえって老年者控除の適用が認められない65歳未満の年金受給世帯が税制上不利な扱いを受ける危険性が出てくる。年金受給世帯と給与所得世帯との税負担の開きを問題とすると同時に，65歳以上の年金受給者に対しては老年者控除も存在するのになぜ65歳を境に公的年金等控除を増額する必要があるのかということを確認すべきであるし，また公的年金の支給開始年齢を65歳に引き上げるのを政策的に奨励するなどの意図があるとしても，65歳未満と65歳以上の公的年金等控除額の違いはどの程度にすべきかという議論もあわせて行なっていくなくてはならないと思われる。

第二に，年金受給世代内における税制上の高額年金受給者優遇論については，確かに高所得階級の高齢者世帯に関しては，公的年金額が増えるほど税負担が軽くなっている。しかし低所得階級の高齢者世帯に関しては，公的年金額が増えたとしても必ずしも税負担が軽くなるとは限らない。現行制度では公的年金収入は雑所得に区分され，給与収入とは切り離して公的年金等控除が適用される。そのために所得のすべてを公的年金で得て公的年金等控除の適用のみを受けるよりも，総所得を給与収入と公的年金収入に分散して給与所得控除と公的年金等控除を使ってうまく課税所得を減らしたほうが税負担が軽くすんでしまうという現象が起こるのである。したがって所得構成によっては，例えば公的年金額が300万円の時よりも200万円の時のほうがかえって税負担が軽くなるというケースが考えられる。多数の高齢者世帯の所得水準が現役世代よりも低く，低所得階級に偏っていることを考えると，年金受給世代内における税制上の高額年金受給者優遇論は一部の高所得階級に属する高齢者世帯には当てはまるが，多数の低所得階級に属する高齢者世帯には当てはまらないといえる。

第三に，高齢者マル優による高額資産保有者に対する税制上の優遇論については，まず現行の利

子所得課税の効果を所得階級別に見なくてはならない。現行の利子所得課税は20%（国税15%および住民税5%）の一律分離課税制度を採用しているために、高所得階級の場合と低所得階級の場合とでは、その効果に違いが見られる。つまり利子所得以外の所得に対する実効税率が20%を上回る高所得階級では、利子所得が増えるほど税負担は軽くなっていく。一方、利子所得以外の所得に対する実効税率が20%を下回る低所得階級では、利子所得が増えるほど税負担は重くなっていく。したがって高齢者マル優の効果の評価についても所得階級によって異なる。高所得階級に関しては、通常の子所得課税でさえ20%の一律分離課税制度を採用しているために、利子所得が増えるほど税負担を軽くする効果をもたらしているのに、さらに高齢者マル優によって税負担を免れる手立を得ている。その意味においては今後の高齢化社会に向けて経済力のある高齢者には相応の税負担を求める必要があることを考えると、高齢者マル優は高所得階級の高齢者世帯を優遇しているといえる。しかしその一方で、低所得階級に関しては、通常の子所得課税が20%の一律分離課税制度を採用しているために、利子所得が増えるほど税負担をかえって重くしてしまう。そのような効果をもつなか、一定の範囲の子所得を非課税にし、その範囲内では税負担を低める（あるいはケースによっては税負担を発生させない）効果をもつ高齢者マル優制度は低所得階級の高齢者世帯を優遇しているとは必ずしも言い切れない。また多数の高齢者世帯の所得水準は現役世代よりも低く、低所得階級に偏っている。そのような多数の低所得階級の高齢者世帯にとって、高齢者マル優制度は税制上優遇しているというよりも、むしろ低所得階級に対して利子所得課税のもつ利子所得が増えるほど税負担が重くなる効果を緩和する意味においても、さらに低所得階級の高齢者世帯に対する老後のための公的支援としても有効な手段の一つであるとも考えられる。

このように見てくると、高齢者世帯に関する税制上の優遇論は65歳以上の高齢者世帯に、また高所得階級の高齢者世帯については当てはまる。昨今ではこのような高齢者世帯への優遇措置を問題として、今後の高齢化社会の負担増のために、経済力のある高齢者には相応の負担を求めるべきだという議論が展開されている。確かにそのような議論は的を得ている部分もある。しかしそのような議論がある一方で、以上で挙げたように必ずしも高齢者世帯に関する税制上の優遇論が当てはまらない場合も数多くある。高齢者世帯の所得階級別の構成を見ると、少数の裕福な世帯が存在する一方、大多数は中・低所得階級に偏った分布になっていることが分かる。そのような状況のなか、高所得階級の高齢者世帯に対する税制上の優遇措置の問題のみを強調しすぎることは、偏った議論になる恐れがあると思われる。

## お わ り に

従来までの高齢者世帯に対する課税の問題は、公的年金に対する税制の個別的な議論や給与所得世帯と年金受給者との税額の比較においても年金受給者は公的年金のみを得ている世帯と決めつけ

たうえでの比較というものとどまっていたと思われる。しかし現実の高齢者世帯を見ると、公的年金が主要な所得であると同時に、公的年金以外にも給与所得や利子所得などを得ている世帯も少なからず存在している。高齢者世帯と現役の給与所得世帯との比較をモデルケースを用いて行なう場合でも、今までの比較は決して高齢者世帯のモデルケースではなく、現実をより把握するには単独世帯の場合と夫婦二人世帯の場合を分けて考える必要があると思われる。また公的年金等控除、給与所得控除、高齢者マル優などの効果についても、所得階級によってその効果は異なると思われる。その意味においても給与所得者と公的年金所得者（受給者）の比較については、今述べたような詳細を考慮した上での比較でなければならない。そこでその第一歩として、本稿においては高齢者世帯に対する課税（税負担）に絞った上で、公的年金所得、給与所得、利子所得の組み合わせによって、あるいは世帯の構成によってどのように税負担が変化するか、またその傾向は所得階級によってどのように異なるのかということに関して、様々なモデルケースを比較することによってできる限り明らかにすることを目的として考察を行ない、高齢者世帯に関する税制上の優遇論の真意を探った。その結果、高齢者世帯の課税は年齢によってその効果は異なるということと同時に、公的年金等控除、利子所得課税あるいは高齢者マル優制度の効果は低所得階級の者と高所得階級の者とはまったく異なり、高齢者世帯に関する税制上の優遇論も65歳以上の高齢者に対する議論であったり、また高所得階級の高齢者世帯において当てはまる議論であるということが分かった。

しかし、本稿はあくまでも現状分析の域を出ず、どのような制度にすることが望ましいのかということまでには及んでいない。また高齢者世帯の課税を見ることについても以上で取り上げた所得以外にも考慮すべき所得もあると思われるし、フローの所得だけでなくストックも考慮した上で課税を見なくてはならない（持ち家の有無ということも高齢者世帯にとっては大きな問題である）。また控除制度の是非についても、所得の担税力ということにも注意を払った考察をしなければならないと思われる。これらの問題については今後の課題としたいと思う。

(大阪市立大学経済学部専任助手)

#### 参 考 文 献

- 藤田 晴「所得税と福祉控除」、『大阪大学経済学』Vol. 35 No. 4, 1986年  
藤田 晴「税金問題と年金制度」、『季刊 年金と雇用』Vol. 9 No. 3 年金総合研究センター, 1990年  
石弘光・飯野靖四編『現代財政のフロンティア』東洋経済新報社, 1992年  
石 弘光『利子・株式譲渡益課税論』日本経済新聞社, 1993年  
J. C. Kincaid, *Poverty and Equality in Britain, A Study of Social Security and Taxation* (revised edition), Penguin Books, 1979.  
神野直彦「生活保障システムとしての税制」, 八代尚宏編『高齢化社会の生活保障システム』東京大学出版会, 1997年

- 金子 宏編著『所得税の理論と課題』税務経理協会, 1996年
- 金子 勝『市場と制度の政治経済学』東京大学出版会, 1997年
- 金子勝・坂本由紀子「高齢化社会における所得税制のあり方」, 『経済志林』第66巻第1号, 1998年
- 木下和夫編著『租税構造の理論と課題』税務経理協会, 1996年
- 松本 淳「公的年金に関する税制上の優遇措置について」, 『三田学会雑誌』91巻1号, 1998年
- 大田弘子「年金課税改革の方向」, 貝塚啓明ほか編『税制改革の潮流』有斐閣, 1990年
- 尾崎 護『G7の税制』ダイヤモンド社, 1993年
- Sander, H., Die Besteuerung der Alterseinkommen, *Zeitschrift für Gerontologie*, Vol. 23 1990.
- Simon James and Christopher Nobes, *The Economics of Taxation*, 4<sup>th</sup> ed., Prentice Hall, 1992.
- 鈴木 守「高齢社会における租税制度のあり方」, 『東海大学政治経済学部紀要』第26号, 1994年
- 高山憲之「公的年金の給付課税;理論と現実」, 『経済分析』第121号, 経済企画庁経済研究所, 1990年
- 和田八束『日本の税制』有斐閣選書, 1990年
- 八代尚宏・伊藤由樹子「高齢者保護政策の経済的帰結」, 八田達夫・八代尚宏編『「弱者」保護政策の経済分析』日本経済新聞社, 1995年